

第17回

学校教育審議会会議録

交野市教育委員会

1. 開 会 令和3年10月12日（火）午後5時45分
2. 閉 会 令和3年10月12日（火）午後7時25分
3. 出席委員 富田 明德会長・巽 憲次郎副会長・上田 有里子委員・狩野 博美委員・市岡 伊佐男委員・大塚 弘治委員・恒松 小百合委員・野地岡 裕之委員・重本 匡晴委員・楠田 昌弘委員・駒路 和美委員・中原 祥行委員・藤丸 一郎委員・近藤 裕敏委員・九門 りり子委員・中西 隆清委員・山口 五十一委員
4. 事務局 大湾 喜久男教育次長兼教育総務室長・和久田 寿樹学校教育部長・足立 多恵学校教育部長・西岡 浩二生涯学習推進部長・伊藤 雄一郎学校教育部長次長・花田 睦美学務保健課長・大隅 昌之指導課長・仁木 裕美まなび未来課長・栗田 康子まなび未来課長代理・富岡 鉄太郎まなび未来課
5. 案件事項
 1. 交野市立第三中学校区及び交野市立第四中学校区の学校適正配置の方向性について
 2. 第一中学校区における学校区と地区の境界が一致していない地域について
 3. その他
6. 議事内容
事務局 定刻となりましたので、ただ今から、第17回交野市学校教育審議会を開催いたします。
委員の皆さまにおかれましては、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。
前回開催から今回の間に、任期満了に伴います、委員の改選が7月30日付でございましたことから、会長が選出されるまでの間は、事務局において、議事進行をさせていただきますのでよろしくお願い致します。
それでは、まず、委員のみなさまに、教育長から辞令を交付させていただきます。
教育長よろしくお願い致します。
順不同でございますが、お名前をお呼びしますので、その場所で、ご起立をお願いします。

【辞令交付】

事務局 委員の任命については、以上でございます。
続きまして、次第の3 会長・副会長の選出に移りたいと思います。
会長・副会長の選出につきましては、交野市学校教育審議会条例第5条
の規定によりまして、委員の互選により定めとなっております。
それでは、どなたか、立候補又は推薦していただける方は、いらっしゃいませんか。

委員 諮問案件への審議が継続中でありますので、引き続き富田委員さん
にお願いするのが良いのではないのでしょうか。

事務局 ただ今、富田委員の推薦がありましたが、みなさま如何でしょうか？

委員 異議なし。

事務局 異議なしとの声がありましたので、引き続き富田委員に会長をお願い
したいと思います。
続きまして、副会長につきまして、立候補又は推薦ございませんでし
ょうか。

委員 会長と同様に、審議継続中ですので、副会長も引き続き異委員にお願
いするのが適当だと思いますが。

事務局 異委員の推薦がありましたが、皆さま、いかがですか。

委員 異議なし。

事務局 異議なしとの声がありましたので、異委員に副会長をお願いしたいと
思います。
ありがとうございました。
それでは、会長が決まりましたので、議事進行を会長にお任せしたい
と思います。会長、よろしく申し上げます。

会長 改めまして、みなさま、こんにちは。引き続き会長の職を担わせてい
ただくこととなりましたので、委員の皆さま、よろしくお願いいたしま
す。
多くの方が継続して就任いただいておりますが、今回から初めてご参
加いただく方が2名居られますので、お二人から簡単に自己紹介いた
だけますでしょうか。

委員 【自己紹介】

会長 ありがとうございます。

それでは、第17回交野市学校教育審議会を開催します。

次第に従いまして、議事を進行させていただきたいと思いをします。

まず、議事に入ります前に、事務局に、本日の委員の出席状況を報告していただきます。

事務局 本日の審議会の委員の出席状況をご報告いたします。本日の出席委員は17人中、16人の委員に出席していただいておりますので、交野市学校教育審議会条例第7条第2項の規定により、半数以上の出席がありますことから、本会議が成立していることをご報告いたします。

会長 次に、本日のこの会議でございますが、交野市会議の公開に関する指針に基づき、公開にしたいと思いをしますが、異議ございませんでしょうか。

委員 異議なし

会長 異議がないようですので、公開にしたいと思いをします。事務局、傍聴希望者はおられますでしょうか？

事務局 希望者はありません。

会長 本日は傍聴希望がありませんので、このまま審議を続けたいと思いをします。

それでは、案件（1）「交野市立第三中学校区及び交野市立第四中学校区の学校適正配置の方向性について」を議題といたします。

この案件については、これまで何度も議論を行いまして、現時点での我々審議会としての方向性はすでに取りまとめたところです。

ただし、第三中学校区の学校適正配置については、現在事務局において保護者や地域の方々の意見をお伺いする場として地域懇談会をされているということですので、当面の間は懇談会の様子等の報告を受けつつ、懇談会終了後に、その結果も踏まえて最終的な取りまとめを行いたいと思いをします。

それでは、事務局から懇談会の進捗についてご報告いただきたいと思います。

事務局 はい。第三中学校区の地域懇談会の進捗について、ご報告いたします。スライド上部の日程をご覧ください。

懇談会ですが、第1回は7月2日（金）に実施いたしました。第1回では第三中学校区の現状と課題や小中一貫教育等について説明を行うとともに、将来どんな子どもに育てほしいかをテーマに参加者どうしで意見交換をしていただきまして、前回の審議会ではここまでのご報告をさせていただいておりました。

また、第2回以降は、スライドに記載の日程にて、第三中学校区の学校適正配置について、参加者の皆様にお考えいただくこととしておりましたが、8月2日から9月末まで、大阪府に緊急事態宣言が発出されておりましたことから、緊急事態宣言の期間中は懇談会の開催を延期しており、懇談会の開催日程を、スライドのように変更しました。当初は7月から10月までの月1回の開催予定としておりましたが、第2回が10月の開催となりましたので、第3回は11月、第4回は12月の開催予定としています。

なお、第1回懇談会後には、第2回懇談会に先立ちまして、懇談会参加者のうちご参加いただけた方を対象に先進施設見学に参りましたので、本日は、先進施設見学の概要と、10月に実施しました第2回懇談会の概要について、ご報告させていただきます。

はじめに、先進施設見学についてご報告いたします。まず、この施設見学の目的ですが、第三中学校区の学校適正配置を考えていただくにあたり、施設一体型小中一貫校など近年増えてきている新しい学校についてもイメージを持っていただくことを目的として実施いたしました。

見学は、7月27日・29日の2つの日程で、事前にご案内させていただいた上で、参加可能な日程があれば、ご参加いただくという形式で実施しました。

見学先は、7月27日が京都市立凌風小中学校で懇談会からの参加者は9名、7月29日が京都市立向島秀蓮小中学校でこちらも参加者は9名でした。施設見学の概要や、見学にご参加いただいた懇談会参加者の方の感想などについては、報告書として取りまとめ、見学にご参加いただけなかった方も含め、懇談会の参加者全員に配布し共有いたしました。なお、施設見学の報告書については、皆さまにも配布させていただいておりますので、後程ご確認いただければと考えております。

続いて、10月1日に開催しました第2回懇談会の概要についてご報告いたします。第2回懇談会では、学校教育審議会でもご審議いただきました17の学校適正配置案に、現状の学校配置を維持する現状維持案を加えた、合計18の学校適正配置案について、令和2年度からみて5年後の令和7年度の学校配置として望ましいと考える学校配置を、参加者どうしの意見交換も踏まえて、参加者一人ひとりにお考えいただきました。

また、次回、第3回では、第2回に引き続き、10年後や20年後の

第三中学校区の望ましいと考える学校配置について、参加者からの提案があれば新たな配置案も加えながら、お考えいただく予定としております。第3回懇談会については、来月11月の開催予定としておりますので、内容については今後も進捗の都度ご報告させていただくとともに、結果については第4回懇談会終了後に取りまとめてご報告させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

案件1については、以上です。

会長

ありがとうございました。ただいま事務局から、懇談会の進捗についてご報告いただきました。

我々も案の絞り込みをかなり検討したのですが、次は10年後、20年後を検討されるということで。時期が先になるとかなり状況が変わってくるかと思いますが、私どもとしては、最終的には1校にしていこうということですが、それは一気にはできなくて、どういう段階をふんでいくか、ということが課題になるということです。最終形はまとまっていますが、児童生徒数などをみながら進めていきましょう、という話が前回までにまとまってきたと思います。この懇談会で別の案がでてきたら我々も審議したいと思います。

委員

私もこの懇談会に参加しているんですけども、今さっきおっしゃった案件の18案のうち、小中学校統合案の中に第三中学校のところに、星田小学校、旭小学校、妙見坂小学校を持っていくという案が出ているんですけども、前の審議会の時もよく申し上げているように、将来のことを考えると、隣にある星田大池がもし決壊した場合には、ふもとにある住宅も浸水するというので、安全性も考慮して、第三中学校のところにもってくるというイメージではそこに小中学校を、というような感じになりますが、そうではなく池も利用して、ということ新たに案として出して明確にして、その案についても懇談会で話していただいて、第4回時には、10年後20年後ということであればそういう方向性を示せるのかと思います。

審議会で議論している内容について提案して、それについて懇談会で話していただく、というかたちにして、それが方向性として決まれば、もう少し整理しないといけないところも手をつけられるのかな、と思います。

会長

そのあたり、大池の部分についてはどうでしょうか。情報提供などはあるのでしょうか。

事務局

参加者の中から新たな案として提案いただきましたら、15案のプラ

スアルファになるのか、新たな案になるのか、というかたちでご議論いただけるかと思えます。

会長

溜池は教育委員会の所管ではないので、勝手にすることはできないかと思えますので、地域の方から声をあげていただくこともあるかと思えます。

委員

敷地が狭いのに3校も小学校がくることが不可能ではない、ということです。

横の溜池の安全性や全体のコミュニティが一緒になるという、例えば、どこかの小学校の子どもが歩いていても自分のところの校区の子どもじゃないから声かけもしない、というような風土よりも、一体になればどの小学校でも、子どもであればみんな「おはよう」と声をかけられるような方が、共生社会など言っている中で、地域一帯になるのではないのでしょうか。学校を建て替えれば80年ほどもつというようなこともあるので、80年先のことを考えれば、そういう案も考えてやれば、きっちり説明して、どのくらいの方が懇談会で賛同してくれるかもありますが、せっきく審議会で議論してきて第三中学校区はこういう方向性でいきたいということもあるので。

農政課も溜池の将来をどうするか、ということ考えていることもありますので、一石二鳥で、学校教育だけでなく、地域の連携、将来の福祉社会ということで提案しようと思えます。

会長

まだこれから3回目4回目がありますので、ぜひそのあたりは学校のことだけではなくて、まちづくり全体という視点から話し合いができるのが望ましいというように思っています。

今日はまだ2回しか懇談会が開催できていないみたいなので、最終的には3回目4回目と終わった後でという取りまとめになると思いますが、現時点で今みたいなご意見やご質問、確認しておきたいことなど、もしあれば出していただけるといいと思いますが、いかがでしょうか。

途中ということで、予定ではもう終わっているはずだったんですが、本日結論が出せないというふうに思っております。

それでは、案件(1)については以上といたします。

続いて、案件(2)「第一中学校区における学校区と地区の境界が一致していない地域について」を議題といたします。

この案件では、郡津1丁目一部地域と私部西5丁目一部地域ということで、これまでこの2つの地域について審議を進めてきましたが、私部西5丁目一部地域については、前回の審議会にて、児童生徒の通学面などを考えると、学校区の変更は行わず、現在のまま藤が尾小学校区とす

ることが望ましいということで、取りまとめを行いました。

一方、郡津1丁目一部地域については、前回ご報告いただいた意見聴取会に加えて、事務局にて、地域住民を対象としたアンケート調査を実施されたとのことですので、まずは、アンケート結果等について事務局から説明を受けたいと思います。

事務局

郡津1丁目のうち長宝寺小学校区となっている一部地域の望ましい学校区についてですが、前回の審議会ではスライドに記載のように、郡津地区の住民を対象に、7月17日に実施しました意見聴取会でいただいたご意見等について、ご報告させていただきました。

意見聴取会では、スライドに記載のようなご意見をいただきましたが、このほかにも、各戸にアンケート調査を行うなどして、説明会に来ていない人の意見も吸い上げてほしいとのご意見がありました。

このようなご意見も踏まえて、7月17日の意見聴取会に参加できなかった地域住民の方のご意見もお伺いするため、8月に事務局の方でアンケート調査を実施しましたので、その結果について、ご報告させていただきます。

このアンケート調査は、現在学校区と地区の境界が一致していない地域として、審議会にてご審議いただいております、郡津1丁目のうち長宝寺小学校区に指定されている地域の望ましい学校区について、実際にその地域にお住まいの方のご意見をお伺いすることを目的に実施しました。

したがって、アンケート調査の対象者は、郡津1丁目のうち長宝寺小学校区に指定されている地域にお住まいの方々とし、期間は、8月12日から8月26日までの約2週間で実施しました。

また、アンケート調査票は、1住戸につき1部配布を行い、居住者なしと思われる住戸にも配布を行いました。その結果、297部配布したうち、60部回答をいただきました。

調査票は事前にお送りしておりました「学校区に関するアンケート調査票」と記載のものです。また、アンケート調査にご回答いただくにあたりましては、調査票とは別に、同じく事前にお送りしておりました「学校区に関するアンケート調査」と記載の、スライド赤枠内でもお示ししております資料もあわせて配布いたしました。

こちらの資料には、この地域の望ましい学校区として、現在、長宝寺小学校区又は郡津小学校区を検討していること、また、望ましい学校区の検討を行う理由や、この地域のこれまでの学校区の変遷、郡津小学校区に校区変更された場合何がかわるのか、仮に校区変更するとしたらいつからを想定しているのか、など地域の皆さまに、学校区について考えていただくにあたって参考にさせていただきたいことを記載しました。

続いて、アンケート調査の結果等についてご報告させていただきます。

まず、アンケートの設問事項についてご確認いただきたいと思えます。「学校区に関するアンケート調査票」をご覧ください。

アンケートは全部で問1から問5までの全5問で、問1では、ご回答いただいている方の属性を、「1 保護者」「2 未就学児の保護者」「3 1・2には該当しない地域住民」の3つから選んでいただきました。

問2では、回答者の方がお住まいの地域、つまり現在郡津1丁目のうち長宝寺小学校区に指定されている地域の望ましい学校区について、「1 長宝寺小学校区」がよいと思うか「2 郡津小学校区」がよいと思うかお聞きしました。

また、問2で「1 長宝寺小学校区」がよいと思われた方には、裏面に記載の問3でその理由をお聞きし、問2で「2 郡津小学校区」を選ばれた方には、問4でお住まいの地域を長宝寺小学校区から郡津小学校区に校区変更するにあたって、子どもたちに必要だと思う配慮についてお聞きしました。

最後の問5では、望ましい学校区や校区変更に関することについて、ご意見・ご要望があればご記入いただきました。

次に、アンケート調査の結果について、ご報告いたします。事前にお配りしておりました「【集計結果】学校区に関するアンケート調査」と記載の資料の、左側に記載の集計結果をご覧ください。

回答者の属性を聞いた問1では、回答数は「1 保護者」が7、「2 未就学児の保護者」が9、「3 1・2には該当しない地域住民」が46となりました。ただし、例えば、現在10歳と5歳のお子様がいる家庭では「1」「2」の両方に当てはまることから、実際にご回答いただいた、保護者または未就学児の保護者の方については、資料右上の回答者属性別集計に記載しているとおり、13名でした。

続いて、長宝寺小学校区か郡津小学校区かどちらがよいと思うかを聞いた問2では、38.5%の方が長宝寺小学校区、61.5%の方が郡津小学校区とのご回答でした。

問2で長宝寺小学校区を選ばれた方にその理由をお聞きした問3では、問2で長宝寺小学校区を選ばれた方のうち、40%の方が、現在の学校区を維持して「(仮称)交野みらい学園」に就学の方がよいということを経験として挙げており、また、50%の方が、これまでの校区コミュニティを維持した方がよいからとの理由を挙げていました。

次に、問2で郡津小学校区を選ばれた方に、校区変更にあたって必要だと思う配慮についてお聞きした問4では、「1」の長宝寺小学校又は第一中学校に就学している児童生徒については、校区変更後も、校区変更前に就学していた学校に引き続き就学できるようにすること、転校し

い校舎に通いたいという気持ちもあるかと思いますが、特に小学校低学年の子どもたちのことなんかを考えると、通学の時間は100mであっても大きいことではないかと思います。

会長

郡津地区の一部の地域が第一中学校区になっているので、もしこのまま校区変更しないことになると、新しい学校へ通うということになります。すぐそばに郡津小学校があるということで、私も現地を見に行ってみましたけれども、この審議会では、基本的には、先ほどの地域の方の話もあったんですけども、数年前に校区変更しているんですけども、本来は郡津小学校区が原則ではないか、ということがこの審議会のだいたいの意見だったと思います。(仮称)交野みらい学園は郡津小学校に比べると通学距離があります。ただ、アンケートを見ると、(仮称)交野みらい学園に通わせたいというご意見も結構あって、そこも何らかの配慮はしないといけないですね、という話は前回していましたね。保護者が(仮称)交野みらい学園に通わせたい、今第一中学校区で友人と一緒に通いたいということでも、校区が違うから第二中学校区に通わないといけない、というようなことはどうかという議論もあって、アンケートも取った結果がこういうことになったと。かなり拮抗しているとは思いますが、人数が少ないので、パーセントに縛られるのはあまりよくないかとも思います。いろいろな配慮はしてほしいというご要望があるようですので。

今、委員の話にもありましたけれども、原則はかつてそうだったように、郡津小学校区にという方向性はご意見としては変わりないでしょうか。

委員

距離だけの問題が大きいのであれば、何かの方法で埋められないでしょうか。新しい学校で教育に力を入れて、ということと郡津小学校は、と考えた時に考えてしまう、ということはこの保護者に聞いたことがあります。郡津小学校が新しくなって教育環境も変わるということであれば、このまま郡津小学校へ、ということもあるけれども、(仮称)交野みらい学園となると距離問題ということですが、寝屋川に住んでいたことがあるんですけども、該当する地域の子どもたちは市バスを利用していいというような柔軟なことがあったりしました。方法さえあればいいのかと思いますけれども。自由度を高くすると決まらないこともあるので、エリアを決めていく方向性もあるのかな、と思います。

会長

バス通学はなかなか難しい点があるので、すぐに決めることはできないと思いますが。

委員 郡津小学校は今児童数がすごく多いと思いますけれども、郡津小学校と（仮称）交野みらい小学校になったときと、どちらが人数多くなるのでしょうか。

事務局 そのこの地域にお住まいの方はそれほど人数が多くないということもあるので、基本は郡津小学校区になって郡津小学校に通う、という方と、新しい学校に通いたいんだ、という方に分かれると思うので、それほど偏るようなことはないと思います。

事務局 令和7年時点では、郡津小学校は約470名ほど、交野小学校と長宝寺小学校を単純に足しますと約800名ほどになります。やはり統合時点では（仮称）交野みらい小学校が多くなります。

会長 そのあたりも考えながら、保護者が選択できるように。距離もありますし、新しい学校に通わせたいという希望もありますし。配慮の点についてもう一度確認していただきたいと思います。

みなさんのご意見ですと、基本は郡津小学校区で、どちらにも通えるという配慮はある程度必要かと思えます。どういう配慮が必要かということはアンケート結果にあったかと思えますが。

事務局 アンケート項目にもありますけれども、もし郡津区と学校区を一致させて郡津一丁目の一部地域を郡津小学校区とする場合、（仮称）交野みらい学園にも通いたいというようなことがあれば、その地域の方が言われたら就学できるような配慮が必要だろう、とお答えいただいた保護者の方は多いです、地域の方もそう考えておられます。きょうだいではばらの学校に通うようなことがないような配慮は必要だということもあります。

委員 アンケートで、未就学児保護者13名となっていますが、今就学している人は配慮でそのまま行けるけれども、未就学児は学校に通ってないので、今の段階で配慮が必要ないじゃないですか。今の通っている子は（仮称）交野みらい学園に行くことと決まっています、継続して通いたいということは仕方ないけども、未就学でこれから小学校に入学するという子は、その部分はどうのように考えているのかというのを知りたいので、問2のアンケートの結果の13名の振り分け、特に6名の中で未就学児で、そこで（仮称）交野みらい学園に行きたいと答えている方は何人ぐらいいるのか出せていますか。保護者が将来どちらに通わせたいのか、ということです。今通っている子は同じ学校に通いたいということであれば、6年間の措置ですむと思うんですけども、未就学の子はま

だ学校に通っていないので、郡津小学校でもいいということであれば、これから入学する子は郡津小学校へ、ということで、そこで区切って配慮すればいいのではないかと思います。アンケートの未就学児の保護者の6名が全員（仮称）交野みらい学園を希望しているのであれば話は違ってくるのかな、と思います。

事務局

具体的な数字は出ていません。ですが意見交換会でお伺いしたところによると未就学児の保護者とすると、それなら先に郡津小学校に通いたいんだ、という。入学していないからこそ早く決めてほしい、というご意見も伺っております。

会長

次に1年生になるということであれば、途中から郡津小学校に行くよりも、最初から郡津小学校に通いたいというようなことですね。

今お話を伺っていると、基本的には郡津小学校区に原則として戻ることによろしいですか。ただ、配慮が必要だと、その配慮の中身については今お話が出てきたように、どの段階で決断するのか。いずれ郡津小学校区になるのなら、途中で郡津小学校に変わるよりも最初から郡津小学校に通いたいというご希望も分かりますし、きょうだい関係のお話では1人が（仮称）交野みらい小学校で1人は郡津小学校ということになると、学校行事等でも対応しづらいです。このあたりの要望は聞き取っていただいていると考えてよろしいですか。それは配慮できるんでしょうか。

事務局

当然配慮というのは、今回は交野小学校と長宝寺小学校の統合についての配慮でも、指定校変更という制度は一定考えております。第一中学校区ということで考えられている方という可能性もございますので、配慮は当然必要かと思っております。ただ校区が変わってしまうと基本的には郡津小学校区になりますので、原則的には郡津小学校に通うのが原則ですよね、ということがあったうえで、事情がある場合については変更できる、という制度になってくるかと考えております。

委員

地域に住んでいる方が、一定期間子どもの就学の時点でどちらにしたいか選択できるような制度にはできないんでしょうか。原則地域から見て、私も郡津小学校だと思いますし、（仮称）交野みらい学園に通うのは他の交通手段では無理かなと実感として分かるので。ただ希望というのは常にあるのかと思います。これから子どもが産まれるかもしれないという世帯もあつたりするので、新しい学校の校区だから、という希望を持っておられたりしたら、かなり長いスパンでその地域の住まいの方に希望を聞いていただくのがそれが配慮かと感じるんですが、いかが

でしょうか。

会長

希望を聞く期間ですよ。なかなかこれから転居してこられて、この前別のところでも校区の話をしていただいていると思いますが、今から新しく入って来る人については、私は苦しいかなと思っております。

委員

決まってしまうと、それが告知されている状態で転居してくる方についてはもちろんそうかなとは思いますが。

会長

既に出生している子どもで、この子は（仮称）交野みらい学園に通うんだ、と思っていたとか、そうすると最低5、6年の間は配慮してあげなければいけないんじゃないかなということですね。

委員

先ほどの事務局の言い方だと、原則は郡津小学校だけど、特段の理由があるなら（仮称）交野みらい学園でいいよ、みたいに言われているように思えます。そうではなくてこの地域の方は一定期間どちらを選びたいかということで選ぶことができますよ、どうされますかという聞き方をすると、若干違うと感じたので。

事務局

指定校変更の考え方として話させていただいています。どういった配慮が必要かは、もう少し細かく検討させていただきたいと思います。

会長

郡津小学校区が望ましい。それから配慮が必要である。その配慮によってはどちらにも通える、一定の融通ですね。今問題になっているのが過渡期だと思うんですが、この過渡期がどの範囲でどういう配慮をするのか我々の検討が材料になるか、教育委員会会議で決めていくかと思いますが、基本的には審議会としてはそんな感じでよろしいですか。

委員

それは分かるんでしょうか。線引きをしたときにあなたは何年からここに住んでいるから郡津小学校ですとか、新しい学校ですよとか、就学前のお子さんは分かるんでしょうか。市が把握できることなのでしょう。親が分かることなのでしょう。転居してくるときに市役所に言わないですよ。あなたはここに転居してきたからこの時期なので郡津小学校に行くんですよとか最初に言わないですよ。

委員

今の話は（仮称）交野みらい学園に通いたいからここに転居してきた、という人なら、（仮称）交野みらい学園を希望してここの住宅を決めたからという選択だと思いますが、何も考えずに転居してきた人は多分どちらでもいいと思うので、私は（仮称）交野みらい学園に通いたいと思

ってそこに新たに住んだ人で、でも校区が決まってないから変えられたらかわいそうなので、今年中に来た人はどちらでも選べますよ、というように事前告知したら、(仮称)交野みらい学園に通いたい人は今年中に引っ越ししてこれます。

委員 それが徹底管理できなかつたら小学校に上がる時に、また小学校の先生方も大変なのではないでしょうか。

会長 一般的には転居されてくるときに、普通は市役所が学校区をお伝えするものだと私は理解していますが間違いないでしょうか。

委員 転居すると決まった時点でしか市役所に行かないですよ。

委員 (仮称)交野みらい学園に行きたくて、学校を選択できるならそれでいいし、学校関係なしにそこに住んでからどっちでもいいやという判断ではなくて。今言っているのは(仮称)交野みらい学園に通いたいからそこに住むということの限定された話ですよ。

委員 例えば、移ってからそれをちゃんと分かってなくて途中で(仮称)交野みらい学園に通いたいな、となることも出てこないでしょうか。転居する時期も難しいと思うんです。今言っている(仮称)交野みらい学園に通いたいから転居してくる人もいてるだろうし、そうではない人もいてるだろうし。そうでなくても、暮らしてる中で思う人もいてるだろうし。

会長 今どんな配慮ができるか細かい審議は難しいと思いますが、私の勝手な意見ですが、保護者の方の一番の関心は転居してくるときにどこの学校に通うことになるかということだと思うんです。小学校がどこなのか通学距離がどのくらいなのか、ここに引っ越して来たらこの学校だよなとか。一般的には家を決めるときに、一番先に考えると思います。市の方もそのことは原則としてどこの学校かは伝えないといけない。間違いないとおかないと後で、この学校と思ってなかったということになるので。今の場合は、通っている最中に校区を原則変えられるのでその配慮は必要というかたちになるかだと思います。

 可能な限り配慮していくという方向で、検討いただくというかたちでよろしいですか。一応、郡津小学校区でそういった配慮をしていくということと、(仮称)交野みらい学園に通いたいという子どもたちは行けるようにするし、いやいやそうでなければ最初から郡津小学校へ移るという子どもについての配慮も可能ではないのかという話がありましたので、それも出来ればしていくという方向で。できる範囲でお願いしま

す。

事務局

配慮の内容はお話があったんですが、期間についてはこれまでの事例もありますし、総合的に判断させていただきたいと思います。

会長

それでは、案件（２）については以上とさせていただきます。

続いて、案件（３）「その他」ですが、前回に引き続き、学校の適正規模の考え方について、審議会での考え方の整理を行いたいと思います。

こちらについては、諮問を受けてるわけでもないの、意見を聞かせてほしいということです。必ずしも決めなければならない、というものではないです。

まずは、これまでの審議の振り返りも含めて事務局から説明を受けたいと思います。

事務局

この案件では、義務教育学校などの学校規模について、学校教育審議会の考え方をお聞かせいただきたいと考えています。はじめに、前回までの説明内容と重複いたしますが、これまでの説明のポイントを整理させていただきます。

まず、学校の適正規模ですが、国の基準はスライドに記載しておりますとおりで、この標準規模は弾力的なものとなっております。実態としては各自治体で様々な適正規模が定められています。

そのような中、本市ではスライドにも記載しておりますとおり、小学校では12～24学級を適正規模としています。また、中学校では9～18学級を適正規模、ただし、19～24学級も許容範囲内としています。一方で、義務教育学校については、これまで本市にはなかったことから、本市では適正規模を定めておりません。

この案件では、これまで本市で定めなかった義務教育学校やスライドにはありませんが施設一体型小中一貫校の適正規模について、学校教育審議会の考え方をお伺いしたいと考えております。

続いて、義務教育学校や施設一体型小中一貫校を含む学校の適正規模について、他市町村が定めている基準について、一部ご紹介いたします。

先ほども申し上げましたとおり、学校の適正規模については各地の実態に応じて、様々な基準が設けられています。

例えば、箕面市や東大阪市、京都市では義務教育学校に限らず、小学校や中学校においても、特に適正規模は定めていないとのことでした。

一方で、守口市では義務教育学校の適正規模は、国と同じ18～27学級、つまり1学年あたり2～3学級を適正規模としているとのことでした。

また、八尾市や八王子市、大分市などでは、本市と同様に小学校や中学校の適正規模は定めているものの、義務教育学校の適正規模は定めておらず、前期課程は小学校の適正規模を、後期課程には中学校の適正規模をそれぞれ準用している、とのことでした。

また、つくば市では、施設一体型小中一貫校の適正規模を定めており18～45 学級、つまり1 学年あたり2～5 学級を適正規模としています。

このように、適正規模については、各自治体で様々となっており、本市では義務教育学校や施設一体型小中一貫校の適正規模については、定めておりません。しかし、現在第一中学校区にて学校づくりが進められている義務教育学校については、以前教育委員会で討議がありましたので、その内容について、ご説明いたします。

本市教育委員会ではスライドにもありますように、第一中学校区の義務教育学校の適正規模については、交野市学校規模適正化基本方針で定められている小学校及び中学校の適正規模を準用するのが合理的との取りまとめをしております。

その理由としては、交野市では、小・中学校の適正規模は、教科担任制や学校運営を円滑に行うことのできる学級数なども考慮した上で、地域の実情に応じて定められた学校規模であるため、義務教育学校についても、小・中学校の適正規模をベースに考えるのが妥当ではないか、とのご意見がありました。

また、義務教育学校の教員定数を考えると、学級数に応じて、小学校部分にあたる前期課程には、小学校の教員定数を準用しており、中学校部分にあたる後期課程には、中学校の教員定数を配当していることや、敷地の広さや児童生徒の人数、学習環境などを総合的に考えたうえで柔軟に対応するのが大事であると考えするため、小・中学校の適正規模を準用することで問題ないと思う、とのご意見がありました。以上が、これまでご説明させていただいておりました内容です。

このようなことも踏まえたうえで、前回の審議会では、スライドに記載のようなご意見がありました。

義務教育学校の組織や制度などの考え方は、施設分離型であっても施設一体型であっても同じだと思う。そうすると、施設一体型になれば、1 校当たりの人数が増えるのは当然のことだが、現状、児童生徒数は減少傾向にあることを考えると、今以上に児童生徒数が増えるということは考えにくいので、施設形態別など、そこまで考えなくてもよいのではないか、とのご意見がありました。

こちらのご意見については、施設形態別などで新たに適正規模を考えなくても、現状の小学校・中学校の適正規模を準用することで対応可能ではないか、という趣旨のご意見であったかと思えます。

また、施設一体型小中一貫校の場合、一つの学校に多くの児童生徒が通学するため、登下校時の安全を考えると、大きすぎる規模は良くないのではないか、とのご意見もありました。

こちらは、交野市では小学校は24学級までを適正規模、中学校では18学級までを適正規模としていますので、小学校と中学校の適正規模を準用する場合、小学校・中学校それぞれの最大規模を足すと24+18で42学級となることから、42学級まで適正規模ということになるのか、また、そのように捉えられるおそれがあるのではないかと、とのご意見でした。

これについては、確かに小学校と中学校の最大学級数を足すと42学級になります。しかしながら、義務教育学校では、転校などによる児童生徒数の変動を考えない場合、ある年の小学校の新入生が120人のとき、その学年は入学してから卒業するまでほぼ120人のまま推移することになりますので、小学校と中学校の学級編制の違いにより、学年進行に伴い、学級数が減少することはあっても増加することはありません。

したがって、小学校と中学校の学校規模を準用する場合、義務教育学校など1小1中では、数字上は42学級までが適正規模と読めますが、実態としては、小学校の適正規模が1学年当たり2～4学級となっていることから、義務教育学校など1小1中の学校規模は、4学級×9学年で、36学級程度が最大になると考えられます。

また、逆に42学級の義務教育学校では、各学年何学級になっているのかを考えると、基本的には、スライドの吹き出しに記載しているように9学年中、5学級の学年が6つ、4学級の学年が3つというようになるかと思えます。

このようなケースでは、スライド真ん中の表のように、1～3年生が4学級、4～9年生が5学級となるパターンや、下の表のように1～6年生が5学級、7～9年生が4学級となるパターンが考えられますが、

小学校の学校規模を見ますと、真ん中の表では27学級、下の表では30学級と、いずれの場合であっても、小学校の適正な学校規模を上回ることとなります。

したがって、現状の小・中学校の適正規模を準用した場合でも、小学校部分にあたる前期課程で適正規模を上回る可能性が高く、実態としては小学校部分にあたる前期課程と中学校部分にあたる後期課程がともに適正規模となるような42学級の義務教育学校は想定にしにくいと考えられますので、その点だけ補足させていただきたいと思えます。説明は以上です。

会長

ありがとうございました。前回委員から、42学級になるのではない

か、というご意見をいただきましたけれども、その説明をもう一度お願いできますか。

事務局

小学校部分と中学校部分の最大を足すと 42 学級になりますが、小学校の適正規模の最大 4 学級がそのまま学年進行して同じ人数で推移しても、最大で 4 学級×9 年間で 36 学級までにしかありません。最大 42 学級と読めるかもしれませんが、実際にはそういうことはないということです。

委員

小学校で 4 学級だったのが、中学校で 6 学級になることはない、ということですね。

会長

他にいかがでしょうか。

委員

学級数で考えるよりも、児童生徒数の最大数で、その施設の許容数で考えることかと思うんです。小さい学校であれば、適正規模の学級数を定めても、そんなに学級がつかれないじゃないですか。であれば、この学校は何人くらいまでしか入りませんよ、というような考え方はないんでしょうか。人数であれば自然と学級数も決まってくると思うので。

委員

今までも市の方で人口を計算されていて、だいたいの見通しをされていて、校舎も足りない状況がほとんどなかったと思うんです。増えた時期は教室不足もあったかと思うんですけれども、そのあたりは想定されていて、それより増えることはないだろうということで施設も建てられているかと思うんですけれども。

会長

先ほど見ていただいたように、学校の適正規模をそもそも決めていない市もたくさんあるんです。これは審議会で決められるのか、という話をしていたこともあるんです。懇談会で京都の先進校にも行っておられましたよね。新しい学校はいろいろパターンをつくろうとすると、いろんなかたちが考えられるので、枠を作ってしまうと自由度が減るので。京都市なんかはおもしろい学校がたくさんあります。そんな京都も小中学校の適正規模の基準すらないことを初めて知りました。

教育委員会は、小中学校の適正規模の考え方を準用することが、第一中学校区においては妥当だろうということですね。

委員

そもそも施設自体の許容範囲はどうなんでしょうか。最大になったときに、教室は本当にあるんでしょうか。

事務局

(仮称)交野みらい学園については、4学級の想定をしていて、多目的教室等もたくさんありまして、5学級までは対応できるような設計にはなっています。新校については十分に確保されていますが、既存の学校になると、4学級になるとしんどいところもありますので、そこは施設改修になるかと思います。新校は最大数で設計しているので4学級想定の中で許容範囲も持たせているので、余裕はある学校にはなるかと思っています。

委員

今後新しく小中一貫校をつくるときに、少ない人数だからつけれない、ということはないでしょうか。

委員

学級数が減少するから統合を考えていて、これより少なかったら新しいところをつくらなくてもいいということでしょうか。

委員

新しい学校を何度もつくるよりも1校つくったほうがいいんじゃないか、というような話もあるので。

会長

今は学校施設を簡単にたくさんはつくれないので、昔は45人学級など50人近く入っていた時代がありますよね。今はだいぶ緩和されてきていますけれども、今度は減りすぎて、小中学校統合を3年ごとにやっているところもあるんです。子どもの数が減りすぎて、学校が半数以下になっていっています。少なすぎて部活や運動会など、様々な活動ができにくくなるので、一定の子どもどうしの人間関係ができるような学校にしていこうということです。人口減少の激しいところはそんなことになっています。交野市はそこまでいっていませんし、増える地域もあります。そういうことから考えると、市独自で基準を決めていく必要があるかを考えていただければ。

委員

学校現場の立場から言いますと、9年間の長いスパンで子どもたちをみていこうという考え方になっていきますけれども、どこかのタイミングで子どもたちはどこかでつまづくこともあると思うんです。クラブのこと、人間関係、勉強、場合によっては家庭のこと、いろいろ悩むと思うんです。その中で、今は4-3-2制なので、5年・6年・中学1年のときに、心の問題が多いんです。そうすると、今児童生徒数の話をしていますけれども、そうではなくて、子どもたちはそのときにいろんな悩みに向き合っていくので、小学校の先生からの情報がすぐにもらえなければ結構困ることが多いんです。電話したら済むだろうと思われるかもしれませんが、施設一体型であればすぐ5年生・6年生の先生に聞いて解決できるということが結構あるんです。そういう視点でいくと、

じゃないのかと思うんですけども、下限を設けてしまうと、その下限より増やせない場合、一貫校をかたちとしてつくれるのかどうか。下限を下回るような学校規模のような学校をつくることができるのかどうか。上限を超えることはないと思うんですけども、施設の問題で統合して一貫校にしたいというときに、下限が次に足かせにならないのかな、というのが気になります。一貫校の上限下限がいくらであっても、さきほどおっしゃったことは一貫校全体の利点だと思うんです。一人あたりに関わる先生が増えるということは、この適正規模を設けるかということに対しては違う話だと思うんです。私は、設けなくてもいいのであれば設けなくていいと思うんです。あえてそれで自由度を減らしてしまうのであれば。確かに、今何かを設けなければいけないのであれば、今ある学校規模を使うことが一番適切かと思うんですけども、将来的には、今の第一中学校区もそうですけれども、設けてない中でつくっているのであれば、それだけ自由度が上がるのであれば設けなくてもいいのかとは思いますが。

会長

やはり独自のやりかたでやっていくと難しいところはあります。小中一貫で一緒にすると減ることはないですよ。小学校単体と中学校単体、あわせると先生の数も絶対に増えます。下限はあまりなくて、どんどん減って行って下回るといったことはないと思います。

やるとしたら準用するというかたちかな、ということですね。市独自で基準を決めなければならない、ということではないと。そういう感じのみなさんのご意見を受け止めたんですけども。

先生の数が増えることによって、小さい頃からの子どもをみられるということです。私の職場の小学校は先生が3年から5年で入れ替わってしまうんです。そうすると、1年生の時の先生は6年生の時には絶対いないんです。その保護者との信頼関係が難しいんです。子どもがどういふ低学年時代を過ごしてきたかがわからずに、途中で受け持った先生の配慮が足りずに保護者と対立的な関係になってしまったりすることがあるんです。

話がそれてしまいましたが、今回のこの件については、諮問を受けている内容ではないので、我々が決めなければならないというものではないですが、ご意見をいろいろいただいたので、これをまとめたうえで、基本的には特に設ける必要はないかもしれない、もし使うとすれば小中学校の適正規模を準用する、という考え方でよろしいでしょうか。

委員

中学校は中学校、小学校は小学校の学級数で教員定数が決まるということで、中学校の教科担任制のことを考えると、3学級より減ると教科担任より減ってしまうので、小中学校の適正規模を準用することはいい

ことだと思ったんですけれども、小学校は満たしているけれども中学校
が満たしていないということも出てくるわけですね。その反対もある
わけです。その場合の判断はどうなるのかな、というのはこの文章だけ
では難しくなるので、想定することも難しいと思うんです。

会長

実質子どもの増減を想定することが難しい中で議論しているんです
けれども、具体的には個別の対応をはかっていかないといけないと思
います。原則はこうだから、ということにはできないですし。適正規模を
越えるから転校しなさい、ということもできないですし。あくまでも基
準、ということではなければならないと思います。

審議会の考え方としては、一定基準を設けることは非常に困難ですけ
れども、設けるとすれば、小中学校の適正規模を準用することが順当で
はないか、というあたりが落としどころ、我々の意見ではないかと思
います。

それでは、案件（3）については以上とさせていただきます。

他によろしいでしょうか。

無いようですので、以上で、第17回学校教育審議会を閉会いたしま
す。